

## 地域司法計画シンポジウム報告書

# 私たちのまちに十分な司法サービスを

～市民と自治体が活用できる司法を考える～

2003年1月18日  
於 弁護士会館2階講堂クレオ

主 催 日本弁護士連合会  
関東弁護士会連合会  
東京弁護士会  
第一東京弁護士会  
第二東京弁護士会

## 地域司法計画シンポジウム「報告書」

### 目次

[シンポジウム進行次第]

[パネルディスカッション]

第1 地域司法計画の取り組み（経緯と課題）	1
第2 全国各地の地域司法計画の紹介	8
はじめに	8
(1) 北海道・東北地方	8
(2) 関東地方	15
(3) 中部地方	23
(4) 近畿地方	28
(5) 中国・四国地方	34
(6) 九州・沖縄地方	42
第3 全国の地域司法計画から見えてくるわが国の司法の現状	46
第4 裁判官の増員目標	63
第5 檢察官の増員	88
「検察官制度改革に関する中間意見書—人的制度基盤を中心に—」(日弁連司法改革実現本部検察官特別部会)	
第6 弁護士の増員と弁護士偏在の解消の必要性	117
第7 地方自治体と司法	131
おわりに	137

## 日弁連・地域司法計画シンポジウム

### 進行次第

午前 12時30分	開場
午後 1時	開会
午後 1時	日弁連会長挨拶 基調報告
午後 1時30分	パネルディスカッション
午後 3時30分	パネルディスカッション終了 (休憩)
午後 3時40分	報告と討論 ①裁判官増員と検察官増員 報告と討論
	②弁護士増員 報告と討論
	③地方自治体の司法サービスの支援と司法の利用 報告と討論
午後 4時50分	まとめの挨拶
午後 5時	閉会

パネルディスカッション  
「市民と自治体が活用できる司法を考える」  
—私たちのまちに十分な司法サービスを—

[パネラー]

片山善博

鳥取県知事

村松岐夫

京都大学法学部教授

吉岡初子

主婦連事務局長

元司法制度改革審議会委員

吉田誠一

岩手日報社 論説委員

(アイウエオ順)

[コーディネーター]

武田芳彦

弁護士（長野県弁護士会）

## 第1 地域司法計画の取り組み（経緯と課題）

### 1. 地域司法計画の取り組みの経緯

#### (1) ほぼ全国各地の地域司法計画（案）が作成

全国の弁護士会は、それぞれの地域における司法の現状の問題点を調べ、これからの方針を描いた地域司法計画（案）を作成していたが、これまでに、40弁護士会と1連合会の計画（案）が作成された（2003年1月7日現在）。

作成した会は、札幌、旭川、仙台、岩手、青森県、福島県、山形県、秋田県、静岡県、埼玉、茨城県、横浜、群馬、山梨県、新潟県、長野県、東京三会、名古屋、岐阜県、金沢、富山県、三重、京都、大阪、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山、山口県、岡山、広島、島根県、鳥取県、徳島、愛媛、香川県、福岡県、熊本県の各弁護士会と九州弁護士会連合会である。また、本年3月までに7弁護士会の計画（案）ができる予定である。

各計画の要点を本報告書第2項に掲載した。

#### (2) 地域司法計画の取り組みの始まり

① 地域司法計画を作る弁護士会の運動は、司法制度改革審議会が検討をはじめていたとき、この度の司法改革を成功させたいという弁護士会の自主的な取り組みの中から始まった。

② 最初に地域司法計画を作ったのは、京都弁護士会である。京都弁護士会は、1999年秋から地域司法計画の作成に着手し、佐藤鉄男同志社大学法学部教授が医療計画を参考に地域司法計画の構想を提案されていたことから、同教授から意見を聞くなどして、2000年3月に第1次案を作成した。裁判所の配置、法曹一元、陪審の実施、公設事務所、地方自治体との提携などが盛り込まれた。2000年当初からは、札幌、岩手、仙台、大阪などでも、検討が始まった。

日弁連の司法改革実現本部でも、議論が行われた。1999年夏ころから第18回司法シンポジウム（2000年11月開催）に向けての準備を始めたが、その議論の中で、裁判官の増員などを実現するためにも、各地の裁判所の配置や人数などの実情を調べる必要性が指摘された。さらに法曹一元や陪審制を各地域で実現し、支えていくためには、各弁護士会が地域の司法についての計画あるいはビジョンを作る必要があるという議論になった。そして、2000年3月に地域司

法計画プロジェクトチームを設けて、検討を始め、2000年10月4日、まだ作成にかかっていない弁護士会、連合会に地域司法計画の作成を呼び掛けた。

③ 司法制度改革審議会の意見書が2001年6月に発表されるまでに、12の弁護士会と1連合会で地域司法計画（案）が作成され、これらは、日弁連から司法制度改革審議会に届けられた。

### (3)全国交流集会など

① 地域司法計画は新しい取り組みで、文献もなく、各弁護士会の作成は手探りであった。そこで、日弁連は最初の全国交流集会を2000年12月2日に日弁連クレオで開催した。その後、2001年3月17日に第2回を京都で開き（29会から71名参加）、第3回を2001年12月1日名古屋で開き（38会から108名が参加）、計画作成や運動について討議した。

② また、裁判官の増員目標数の算定や運動を検討するため、実務担当者会議を第3回全国交流集会の午前と2002年5月11日（於静岡、38会から82名が参加）に開いた。

## 2. 地域司法計画のねらいと運動

### (1) 地域司法計画運動のねらい

#### ① 司法改革を進めるため

地域司法計画が提唱されたねらいは、具体的な実情を基に司法改革を進めるためであった。すなわち、日弁連は、この度の司法改革は、官僚制的で中央集権的な司法制度を改め、市民が参加する地方分権的な司法制度を変えることと、裁判官、検察官等の大幅な増員をはかり、「大きな司法」を実現することを目標とした。市民の司法にするために、法曹一元と陪審制の導入が求められたが、実際に法曹一元にするには、毎年何人くらいの弁護士が任官する必要があるか、それは可能か、あるいは陪審制の対象事件数は各地でどれくらいで、各地の弁護士が対応可能かなどを検証して、「市民の司法」の実現に役立てることが目的の一つであった。もう一つは、裁判官、検察官の不足などを全国的に明らかにして、その大幅な増員をはかることであった。

#### ② 地域住民の司法アクセス、司法サービスを改善するため

これまで、「地域司法」「地域の司法」という概念は無かったといってよい。医療には「地域医療」という概念があり、「地域医療計画」

という制度もあることにヒントを受けて、市民の置かれている各地域の司法の実情を調査、検討し、貧弱な司法制度の改革をはかることも大きな目的であった。

当初作られた計画は、弁護士の増員を提唱するものは少なかったが、司法制度改革審議会意見書のあとから作られている計画では、弁護士の増員、のみならず弁護士会が地域の司法全体について果たすべき役割を積極的に打ち出すものが増えている。たとえば、北海道・東北地方の計画では、司法過疎の解消が地域司法計画の中心課題とされている。

### ③住民の権利救済の状況を明らかにして、必要な制度にする

地域司法計画は、国民、住民の目線で各地域の司法が使いやすいか、納得がいくかなどを検証することをねらいとしている。そこで、計画では、住民から見て、司法で権利は護られているか、司法サービスは充分か否かを明らかにするという姿勢で、県内の交通事故、労働災害、犯罪被害者、国家賠償、医療事故、消費者被害、クレサラ、民事介入暴力、不動産取引、建築紛争、相続、離婚、高齢者、労働、住民訴訟、行政事件、倒産事件、刑事事件、少年事件、子どもの人権、知的所有権、外国人の人権などについて、それぞれの件数、実情、司法利用の程度、課題を論じようとしているものもあるが（長野県、横浜など）、まだ、少ない。弁護士会の活動報告の域を出ていないものが多い。

## （2）策定主体

医療計画は、都道府県が策定することになっているが、司法サービスは、裁判では裁判所という国家機関がこれを行い、弁護士の民事代理、刑事弁護活動は、ともに行政権力その他広く権力と対抗したり、チェックしたりする機能が前提となることから、医療サービスと同様に、自治体が策定するのは相当でない。市民の立場で司法を利用する弁護士により構成される公的団体の弁護士会が策定するのが妥当である。

もちろん、この計画の目的・性格からして、地域の住民、自治体などとの協議、連携のもとに作られるべきである。そこで、多くの会が、これから協議を行うための案であり、たたき台であるとしている。

## （3）地域司法計画運動

### ①地域の司法の改革

いまだ司法改革の制度化は途の半ばにあり、弁護士会は、地域の実情を把握し、国民、住民の意見を汲み上げ、これを制度化に反映させ

なければならない。

地域司法計画の取り組みは、単に計画を作るというものではなく、司法を地域の観点からとらえ、これを踏まえて改革を実現する運動である。

#### ②地方議員アンケート

広島弁護士会が、2000年9月に県下の自治体の首長、県会議員、市町村議員を対象に、司法改革に関するアンケートを実施し、529名から回答を得たが、これは地域の声を聞く一つの方法として画期的であった。その後、兵庫、岡山、徳島、岩手、岐阜、愛媛、大阪、名古屋、新潟で行われ、裁判官が少ない（平均70%）、弁護士が少ない（平均59%）、法曹一元賛成（平均63%，反対は6%）、国民の司法参加賛成（平均77%）、地元に法科大学院設置を希望（平成84%）という顕著な結果が出ている（参照「自由と正義」2000年6月号45頁「各地の取り組みについて」）。

弁護士利用者に、弁護士の報酬や満足度についてアンケートを行った会もある（福島）。

#### ③住民、自治体、地方議員等との懇談

各種の懇談は、全国各地の弁護士会で行われている。京都では京都市長と、大阪では府知事と、弁護士会長が司法改革や地域司法計画について懇談した。

また、地域司法計画の取り組みの前から行われてきたが、静岡、大阪、東京などでは、地域の各界の団体などからなる恒常的な懇談会が設けられ、活動している。

#### ④裁判所に対する情報開示請求

最高裁は、これまで各地裁の定員ということすら秘密にしていたが、2001年4月から、情報公開法に準じた措置として、司法行政文書の開示に踏み切った。各地の弁護士会が、これを使って事件数や裁判官の数の変遷などを把握し、地域司法計画の作成に利用した。大阪では、証人調べ、検証、鑑定などの激減が明らかになった。

#### ⑤地方議会の決議を要請

福岡では、福岡県議会が、弁護士会の要請に応え、2002年7月に裁判官・職員の増員や、法律扶助制度、法科大学院設置への助成などについて決議を行った。現在、他の弁護士会においても、各府県内の議会に司法改革に関する決議を要請することが準備されている。

### 3. 地域司法計画運動の成果と課題

## (1)明らかになったこと

### ①裁判官、検察官の著しい不足と弁護士の過疎・偏在

わが国司法の貧弱さと司法インフラの倍増の必要性が明らかになった。これらの点は、本報告書の第3ないし第6に詳しく報告されている。

・ まず、裁判官については、ほぼすべての県で事件数の増加にもかかわらず、裁判官の増員が全く無い。そこで、各会は、裁判官を2倍にするよう求めており、2・5倍、3倍への増員を求める会も多い。

日弁連は、裁判迅速化法案の問題に関し、裁判官、検察官などの司法インフラを10年間で倍増するよう申し入れたが、これまでに増員をしなかったツケがきており、倍増は速やかに実現されるべきである。

また、地裁・家裁の支部に裁判官が常駐することも求めている。人口40万人を超えるような大都市でも、地家裁支部がないところも多い。管内人口が300万人を超えるのに支部しかない八王子支部の問題もある。そもそも、住民にとって「支部」ではなく「裁判所」であることから、支部をすべて本庁にすべきとの提言もある（福岡）。法律相談者の住所、簡裁の受理件数などから、大都市圏の需要分布を明らかにし、支部の増設を求めるところもある（大阪）。

・ 検察官も、副検事が検事とほぼ同数配置され、肩代わりをしていることから、検事の倍増を求める会が多い（大阪、和歌山、広島、愛媛など）（本報告書第5項参照）。

・ 弁護士の過疎、弁護士の偏在は、住民にとって、裁判所の偏在以上に大きな問題である（本報告書第6項参照）。小規模会では、弁護士の倍増を目標にするというところも多い。また、東京や大阪の大都市圏でも法律事務所は中心部に集中し、偏在しているという問題がある。

・ 以上は、もっぱら司法アクセスと司法サービスの確保の点であるが、司法サービスの質の向上、裁判所のキャリア制の改革、国民の司法参加なども、地方議員のアンケート結果にあるように、各地が求めている課題であることを忘れてはならない。

### ②弁護士会で進む取り組み

弁護士会は、弁護士の過疎、偏在の対策のために、法律相談センターの設置、公設事務所の設置、当番弁護士の出動などの制度を設け、小規模の会では、7割、8割の会員がそれを担っている（本報告書第3項参照）。

しかし、さらなるアクセスの改善、被疑者弁護制度への対応、弁護士任官、判事補の他職経験の受入、裁判員制度の構築、法科大学院の設置と法曹養成などの課題を、弁護士会と裁判所、大学などで担う責務がある。

そのため、数値目標を入れて、弁護士の増員を打ち出す会が増えた（旭川、岩手、秋田、群馬、新潟、広島、愛媛、鳥取など）。また、地域司法計画の取り組みは、弁護士会の中で関連委員会を巻き込み、弁護士会内の新たな取り組みにつながった会もある。そのような中で、弁護士会に総合的なリーガルセンターを設ける構想も提案されている（札幌、福岡など）。

地方自治体には、現在、地域が抱えているこのような課題に対応して、支援が求められている（岩手、福島、山形、東京、横浜、名古屋、岐阜など）。

## ②課題

### ①さらなる検討、更新が必要

一部の会のものを除き、多くの計画は案とされている。これは、まだ県民の討議を求めるためのたたき台であること、あるいは、地域司法計画が本来更新されるべき性格のものであることに由来する。ただ、検討が十分でないとか、委員会レベルの議論しか経ていないというものもあるようである。また、当初に頑張って作られたものは、一部は審議会意見書のあとに更新されたものの、多くはそのままである。速やかに、会の内外の意見を踏まえて少なくとも会としての案にする必要がある。そして、一部の会のものは2002年版として発表されているが、更新を予定することが望まれる。

### ②司法アクセスの点が中心

司法の容量の拡大が、当初の問題意識であったことから、裁判所や弁護士の司法サービスの質の向上は、これからである。

また、これまで民事、刑事の裁判の改革を中心で、行政訴訟の改革や、ADRなどを含む全体の紛争解決のあり方などは、一部の計画が触れているが、全体としては、これからとの課題である。

アクセス手段の状況を明らかにし、インフラ倍増の必要性を打ち出したことが、これまでの成果であるが、地域司法計画が本来行わなければならない「住民が置かれている権利状況、救済状況」という観点からの検討は、資料が少ないこともあり、からの課題である。

### ③広域圏の地域司法計画

裁判官への任官や、弁護士の過疎・偏在対策などは、都道府県単位では小さすぎて機能しないことが予想される。九州弁護士会連合会は、九州・沖縄地域司法計画を作っているが、他の連合会でも策定が望まれる。

#### ④住民、自治体などとの協議

古くに作られた会では、住民、自治体、地方議員らと懇談が行われているが、多くの会は、これからである。地域司法計画が、弁護士会のホームページに掲載されている会は少数である。早急に、地域の意見を聞いて、会としての計画にすることが望まれる。

地方自治体は、地方分権化を進める中で、自らの法務体制の強化とともに、住民の司法サービスへの支援策が求められている（本報告書第7項に報告がある）。弁護士会と地方自治体とが、地域の司法改善のために提携して乗り出すことが望まれる。

#### (3) 司法改革を地域から再構築する

これまで、弁護士会を含め司法には予算を取る力がなく、司法インフラは随分とひ弱であった。そのため、裁判官の増員や検察官の増員が求められながら、その後の事件数の増加で、事態はむしろ悪化してきている。

この度の司法改革は、このような現状を踏まえて、審議会では、「国民の期待に応える司法制度とするため、利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする」「質量ともに豊かなプロフェッショントしての法曹を確保する」「国民的基盤を確立する」という3つの大きな柱が方針として決まり、推進法ができ、財政措置もうたわれ、また、内閣総理大臣を本部長とする推進本部も設けられた。

現在、裁判迅速化法案が検討されているというが、迅速な裁判は、裁判官の増員などの基盤整備で実現されなければならない。

司法改革を行う原点に立ち、財政措置を確保して基盤整備を実現するには、全国津々浦々の司法の現状を明らかにして、これを推進本部、内閣、議会に知ってもらうことが必要である。

地域司法計画の運動は、まさにこれを進めようとするものであり、全国の弁護士会が、全国各地の計画を基に、住民、自治体と連携して運動を進めれば、それは大きな広がりと力を持つはずであり、司法改革を再構築して、この国の司法を、市民の司法、大きな司法に転換する大きな原動力になると考える。

## 第2 全国各地の地域司法計画の紹介

### はじめに

ここでは、当該地域の実情が現れている点を中心に紹介します。そのため、裁判官の増員がない点や、弁護士の偏在など、司法アクセスあるいは司法サービスについての状況と課題が中心になっています。しかし、各地の計画では、ここで紹介していること以外に、法曹一元に向けての課題や、国民の司法参加の制度など、司法制度全体について色々な改革を計画し、提言していますので、詳しくは各地の計画を見て戴きますようお願いいたします。

### 〔北海道地方及び東北地方〕

#### 1 北海道地方及び東北地方の地域司法計画

(北海道地方)  
札幌弁護士会司法改革推進本部　地域司法計画札幌版（Ver. 1）  
2001年4月（当初の素案は2000年7月）

旭川弁護士会　旭川地域司法計画（第1次案）　2003年1月  
(函館弁護士会、釧路弁護士会は作成中)

(東北地方)  
(審議会意見書前のもの)  
仙台弁護士会　宮城地域司法ビジョン　2000年12月  
(審議会意見書後のもの)

岩手弁護士会司法制度改革検討特別委員会  
岩手における地域司法計画（初版）　2001年9月  
青森県弁護士会　青森県地域司法計画（第1次）　2002年2月  
福島県弁護士会　福島地域司法計画（第1次案）　2002年9月  
山形県弁護士会　山形県地域司法計画案　2002年10月  
秋田弁護士会　秋田地域司法計画（第1次案）　2002年12月

#### 2 地域司法計画の目的

この地域の計画は、司法過疎の状況を踏まえ、過疎の解消を中心課題と

するものが多い。また、弁護士会の課題を重視するものが多い。地域の司法アクセスの改善のために積極的な姿勢がうかがえる。

計画作成の目的、視点などについて次のように述べる。

なお、北海道地方と東北地方は分けて分析、紹介するのが妥当であるが、ここでは便宜上、合わせて紹介する。

- |     |   |
|-----|---|
| 札幌  | 札幌において、市民にとって身近で利用しやすい司法とするためにはどうすればよいかをデザインする。中央集権から地方分権へ、官僚から市民へ、密室から公開への三つの視点。     |
| 旭川  | 旭川における司法の現状と課題を明らかにし、旭川におけるあるべき司法の姿を提案する。紋別公設事務所の弁護士や稚内の弁護士など会員の感想文も掲載されている。          |
| 仙台  | 小さな司法から大きな司法へ、官僚司法から市民の司法に転換する司法改革を実現するために、あるべき司法を県民とともに考える素材として作る。                   |
| 岩手  | 岩手県民の法的需要に応え、岩手県民が司法を支えるためには岩手県ではどのような司法制度の有り方が望ましいか。<br>弁護士増員と裁判所の適正配置に特色がある。        |
| 青森県 | 司法過疎の解消のために作る。弁護士増員の問題のみが述べられていることが特色である。   |
| 福島県 | 利用しやすく納得の得られる司法を市民に協議してもらうためのたたき台。行政、裁判所、検察庁などの司法機関に携わる人も。市民に対して、弁護士に関するアンケートを実施している。 |
| 山形県 | 法の支配が地域の隅々まで行きわたることを目的として、地域住民のニーズに対応した司法サービスの提供。弁護士増員について数値目標を打ち出している。               |
| 秋田県 | 地域の住民の法的ニーズに応え、人権擁護と社会正義の実現の使命を果たすとともに、住民にとって利用しやすい司法制度の確立と整備に努めるため。                  |

### 3 北海道・東北地方各県の司法の現状と提言

#### (1) 裁判所について

第1に、裁判官不足があり、札幌、旭川、山形、秋田などは、裁判官の倍増を求めている。また、裁判官のいない支部が数多くあり、支部の裁判官常駐化を緊急の課題として要請している。

第2に、裁判所の配置を見直し、支部の復活や簡裁の新設を求めている。

①札幌

(実情)

- ・事件数は増加しており、昭和40年代の地裁民事通常事件は200件台であったが、最近は4000件を超えており。しかし、地裁の裁判官数の増加数はわずかである。
- ・また、3カ所の支部には裁判官が常駐していない。
- ・当事者から、納得のいく審理、判決にならないとの不満がある。

(提言)

- ・札幌の裁判官を2倍程度に増員する必要がある。22の自治体が裁判官増員決議を行っている。
- ・石狩市、千歳市などに簡裁の設置が必要。
- ・法曹一元と陪審参審を実現する。

②旭川

(提言)

- ・裁判官の負担を軽減し、充実した審理を実現するために、現在4名の民事担当裁判官を8名にすべきである。
- ・弁護士任官、判事補の他職経験、陪審制、裁判官の増員などの裁判所改革こそが司法改革の要である。
- ・法律扶助が急増しており、予算措置が必要である。弁護士費用敗訴者負担は導入すべきでない。

③仙台

- ・裁判官の増員、市民参加の裁判の実現、裁判所をより利用しやすく開かれたものにする方策を提言している。

④岩手

- ・地裁民事通常事件は減少か横ばい。
- ・盛岡地裁本庁は民事部合議1部しかないので、1部増設が必要。
- ・裁判官のいない支部が3支部ある。1人以上配置が必要。
- ・合議部が廃止された支部に合議部の復活を。
- ・家裁しかない出張所に地裁支部の設置を。
- ・家裁について、裁判官の地裁との兼任をやめ、分離独立を。

⑤福島県

裁判官などの増員、司法行政権の分権化、法曹一元と弁護士任官、

パートタイム裁判官制度、裁判員制度、法律扶助の充実などが指摘されている。

#### ⑥山形県

- ・昭和58年ころと比べて、裁判官が1名減っている。
- ・酒田、新庄支部は裁判官が常駐しないが、これらに裁判官を常駐させ、また、支部での合議事件ができるように増員が必要である。現在地家裁は裁判官11名であるが、倍増することが望ましい。

#### ⑦秋田県

- ・地家裁の裁判官は12名であるが、18名増やして30名にする必要がある。
- ・平成2年廃止になった湯沢支部を復活させるべきである。
- ・弁護士任官の推進、裁判員制度に備えての準備を提言している。

### (2) 檢察庁

検察官不足、支部の不在、副検事の肩代わり現象が指摘され、検事の増員が必要であるとされている。

#### ①岩手県

岩手の5支部には副検事しかいない。

#### ②山形県

昭和58年ころに比べ、検事、副検事が減っている。また、新庄支部には検事が常駐していない。支部を中心に検事不足による不便が生じており、検察官の倍増が必要である。

#### ③秋田県

事件数は増加しており、副検事が肩代わりしている。検察官の増員、副検事の段階的廃止、地檢支部における検察官の常駐が必要である。刑務所、拘置所、代用監獄など勾留施設の改革、保釈の運用の改革が必要である。

### (3) 弁護士、弁護士会について

札幌、仙台を除き、いずれの計画も、地域の弁護士の不足・過疎解消を大きな課題としている。法律相談センター、公設事務所の設置が進んでいるが、基本的には弁護士の増員が必要であるとし、目標を数值で明示している会も多い（岩手、山形、秋田、旭川）。増員の方策も法科大学院の設置も含め、色々考えられている。

弁護士過疎解消あるいは地域の司法サービス改善のために、地方自治体の財政支援を求めている（岩手、福島、山形）。

#### ①札幌

- ・弁護士は、20年間で1.6倍、10年間で1.3倍に増加しているが、札幌市に集中している。弁護士会は1999年に司法過疎地の住民、企業に対するアンケート調査を行ったが、7割が地元に法律事務所が必要であると回答であった。
- ・空知支部管内に2カ所の法律相談センターを設けているが、さらに増設する。過疎地の開業支援の制度を設ける。
- ・今後の課題として、地域の法律相談センターとして、自治体、住民、弁護士会でコミュニティ・リーガルセンター（仮称）を設立することを提唱している。
- ・札幌独自の基金として「財団法人札幌法律援護基金」（2億円）を設立しており、法律相談センターの援助などをしている。

#### ②旭川

- ・弁護士過疎の克服が必要であり、会員増加に取り組んでいる。ただ、需要に合う適正規模であることも必要であり、当面50名（現在31名）を目標にする。
- ・旭川では、札幌など他地域の弁護士が約半数の事件に付いているが、旭川の弁護士が対応できる体制を作る。
- ・紋別ひまわり基金公設事務所を平成13年4月に設置した。利用者が多く、裁判所でも書記官1名の増員、期日の増加がある。今後、名寄支部と留萌支部に公設事務所を設置することを決めた。
- ・旭川と稚内に法律相談センターを設置している。
- ・被疑者弁護制度に必要な弁護士数を試算している。

#### ③仙台

- ・登米、大河原、古川に法律相談センターを設置しているが、その充実とさらなる開設を検討する。
- ・高齢者・障害者を支援する制度、犯罪被害者の救済・支援の制度を設けたい。
- ・特殊事件の受任者名簿の整備などのアクセス改善を進める。

#### ④岩手

- ・弁護士増員が必要である。多重債務者の整理や、相談相談の対応が困難になっている。2018年頃に弁護士の倍増を目指す（41名）

を80名体制に)。

- ・ゼロワン地域に法律相談センターを検討する。公設事務所を2カ所(遠野、北上)に設置する(その後、開設し、現在は、別の3カ所について設置を決め、募集中である)。
- ・裁判官任官、公的被疑者弁護制度、法科大学院の教員、自治体法務弁護士などが必要。
- ・増加の方策としては、法科大学院、勤務弁護士採用促進のための経済的支援制度、公設事務所(ひまわり基金では足らないので、地方自治体などに資金の支出を求める)。
- ・北東北の3県に少なくとも1校の法科大学院を設置。県が運営費に資金提供をするよう求めている。
- ・弁護士への法的ニーズとして、①高齢者問題、子どもの問題、障害者問題など、②公的被疑者弁護の担当、法律扶助協会から資金を得て運用する公設弁護人事務所の設置、③各種オンブズマン活動、④自治体法務、⑤各種ADRなどがある。

#### ⑤青森県

- ・弁護士1人あたりの人口が全国最多である。県内の偏在もある。2カ所の支部所在地に弁護士がない。
- ・そこで、平成13年12月五所川原ひまわり基金法律事務所を開設した。また、十和田市、むつ市の開設を決めた。さらに、弘前市に定着型法律事務所を開設した。

#### ⑥福島県

- ・福島では弁護士が不足しており、増員が必要である。弁護士を利用した市民に対するアンケート調査で、満足度、費用などを聞いたが、66%が弁護士の増員を求めた。
- ・司法過疎解消について、弁護士会と自治体が中心になって取り組むべきである。

#### ⑦山形県

- ・当番弁護士に全会員52名のうち41名が登録し、国選は47名が担当している。30の委員会を置き、1人でいくつもの委員会活動を行っている。犯罪被害者支援センター、高齢者・障害者支援センターを設置した。
- ・本庁と4支部の所在地に法律相談センターを設置し、市民の相談に応じている。ただ、赤字であり、県、自治体の補助が望まれる。
- ・訴訟事件は横ばい、減少傾向であるが、弁護士の増員を求める市民

の声に応え、10年以内に80名に増員することを目標にする。

- ・米沢地区などに公設事務所を検討する。

#### ⑧秋田県

- ・弁護士の増員をはかる。現在48名を65名にする。方策として、修習生への働きかけ、出身弁護士への勧誘、法科大学院構想と協力の検討など。
- ・市民に開かれた弁護士会の実現、民事法律扶助の充実、裁判外紛争処理機関への関与、刑事裁判の改革、少年事件への取り組み、法教育の実施などを提言。

#### (4) 国民の司法参加

裁判官改革と並んで、国民の司法参加の必要性を強調する会が多い（札幌、旭川、岩手、仙台、福島、秋田など）。

なお、岩手では、平成11年の合議事件数は11件（否認事件は5件）であって、新しい制度に充分対応できるとしている。

#### (5) 地方自治体

地方自治体の支援を要請する会が多い。既に、北海道は、平成12年度予算で、司法過疎の解消に向けて100万円の調査費を計上している。

地方自治体に対し、法律相談センターの設置や公設事務所の設置に対する補助金の拠出、相談窓口の設置の設置などを求めている（岩手、福島、山形など）。

## 〔関東地方〕

### 1 関東地方の地域司法計画

(審議会意見書前)

静岡弁護士会 静岡県地域司法計画(第1次案) 2001年1月

埼玉弁護士会 埼玉地域司法計画(第1次稿) 2001年3月

(審議会意見書後)

茨城県弁護士会 茨城の地域司法計画(第1次素案) 2001年6月

横浜弁護士会司法改革推進委員会 神奈川司法計画(第1次案)

2001年7月

群馬弁護士会司法改革推進委員会 群馬地域司法計画(第1次案)

2002年1月

山梨県弁護士会司法改革推進センター 山梨地域司法計画(第1次試案)

2002年4月

新潟県弁護士会 新潟県地域司法計画(第1次素案) 2002年11月

長野県弁護士会 長野県の地域司法計画 2002年版(2002年12月)

(初版は2001年3月)

東京三弁護士会地域司法計画策定協議会及び東京三会多摩支部

東京における地域司法計画(第一次案) 2003年1月

(千葉県弁護士会は2003年3月に完成予定; 栃木県弁護士会は作成中)

(作成時順)

### 2 計画の目的、視点

関東地方の各地域司法計画は、計画作成の目的、視点などについて次のように述べる。

静岡県 地方分権的な視点から静岡の司法を模索する。視点は、第1は官僚から市民へ、第2は中央集権から地方分権へ、第3は、密室から公開へ。

埼玉県 地方分権的で市民の司法を作るため。

茨城県 市民に利用しやすく納得のいく司法とはどのようなものかを市民に議論していただくため

神奈川県 司法改革を市民と進めるため。県民の裁判を受ける権利は護られているか、神奈川の司法は、「利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある」ものになっているかを検討し、これからの司法改革を進めるため。

(神奈川司法計画は、神奈川の司法、裁判所、弁護士会の歴史も

紹介している。

また、「横浜弁護士会は神奈川県民の司法需要に応えきれているか」という問題意識に立ち、「県民が置かれている人権状況」として、県内の住宅ローンの延滞と個人破産の増加、企業倒産の増加、労働相談の増加、離婚の増加、自殺の増加、を報告している。)

群馬県 群馬県における司法の実情と問題点を調査検討し、法律関係者が、市民の方々、地方自治体、その他諸団体とともに市民に身近な司法の実現に向かって進む道筋を提示しようとするもの。

山梨県 山梨県の司法の現状を分析し、把握しようとするもの。広く議論をお願いしたい。

新潟県 司法改革の目的を、新潟の地でどのように実現していくのかという青写真である。

(長野県弁護士会や横浜弁護士会の計画と同様、「県民の生活と法的トラブルの状況」から立論を始め、各種相談の件数、内容、統計などから、家庭、少年、高齢者、消費生活、職場、交通事故、犯罪、公害などについて、県内の紛争、相談数が増加していることを明らかにしている。

また、県内の地方自治体首長や議員に対するアンケートは、これまでに広島、兵庫、岡山、徳島、岩手、岐阜、愛媛、大阪、名古屋の9弁護士会で実施されているが、新潟県弁護士会も計画策定に際して実施している)。

長野県 司法は市民の権利を守るためにこそ存在する、地域司法計画は、この司法改革の理念を具体的に実践するものである。

(改訂版である。初版から、地域司法計画を市民の視点から作るとしていたが、改訂版も「市民の置かれている権利の現状」から記述する〔たとえば、交通事故のうち、訴訟が利用される率は長野県1.3%であることなど〕)。

2002年版とし、年々改訂したいとする。

東京3会 国民に身近で、利用しやすい司法、国民のための司法を実現するには、それぞれの地域の司法の状況を踏まえ、地域住民とともにあるべき司法を計画し、実現する必要がある。東京でも都心部集中の問題、多摩地域の格差問題などがある。

### 3 関東各県の司法の現状と提言

#### (1) 裁判所について

第1に、関東各県では、裁判件数が増加しているのに、裁判官はほとんど増員されていない。